

普通株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	14,040億円
	単体自己資本比率	14,040億円
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

第二回第四種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
4	規制上の取扱い	—
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二回第四種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	—
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	—
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2002年4月1日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■優先配当金：普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の配当を行う

■優先中間配当金：中間配当を行う場合、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年21,000円の配当を行う

■非参加条項：優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない

■残余財産の分配：普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払い、それ以外の残余財産の分配を行わない

■議決権：優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより優先配当金を受ける旨の決議あるときまでは議決権を有する

■取得請求権：

①取得請求期間：2011年3月15日以降

②取得価額：163,400円とする

③取得と引換えに交付する普通株式の数：取得請求した優先株式の数×2,031,500÷取得価額

■取得条項：

2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えに以下の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

・取得と引換えに公布すべき普通株式の数：取得する優先株式の数×2,031,500円÷取得価額

第八回第八種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
4	規制上の取扱い	—
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第八回第八種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	—
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	—
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2002年4月1日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

- 優先配当金：普通株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の配当を行う
- 優先中間配当金：中間配当を行う場合、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年23,800円の配当を行う
- 非参加条項：優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない
- 残余財産の分配：普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払い、それ以外の残余財産の分配を行わない
- 議決権：優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより優先配当金を受ける旨の決議あるときまでは議決権を有する

■取得請求権：

- ①取得請求期間：2011年3月15日以降
- ②取得価額：163,400円とする
- ③取得と引換えに交付する普通株式の数：取得請求した優先株式の数×2,035,700÷取得価額

■取得条項：

2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えに以下の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

- ・取得と引換えに公布すべき普通株式の数：取得する優先株式の数×2,035,700円÷取得価額

第十一回第十三種優先株

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
4	規制上の取扱い	—
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	第十一回第十三種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	—
	連結自己資本比率	0億円
	単体自己資本比率	0億円
9	額面総額	0億円
10	表示される科目の区分	—
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2003年3月28日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	—
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

- 優先配当金：普通株主に先立ち、優先株式1株につき年16,000円の配当を行う
- 優先中間配当金：中間配当を行う場合、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の配当を行う
- 非参加条項：優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない
- 残余財産の分配：普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払い、それ以外の残余財産の分配を行わない
- 議決権：優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより優先配当金を受ける旨の決議あるときまでは議決権を有する

■取得請求権：

- ①取得請求期間：2011年3月15日以降
- ②取得価額：163,400円とする
- ③取得と引換えに交付する普通株式の数：取得請求した優先株式の数×212,000÷取得価額

■取得条項：

2011年3月15日以降、取締役会の決議で別に定める日に、優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えに以下の算式により算出された数の普通株式を交付することができる。

- ・取得と引換えに公布すべき普通株式の数：取得する優先株式の数×212,000円÷取得価額

非支配株主持分

1	発行者	みずほキャピタル、ユーシーカード、他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	-
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1、その他Tier1、Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	278億円
	単体自己資本比率	-
9	額面総額	-
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	-
11	発行日	-
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	-
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	-
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	-
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	-
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	-
18	配当率又は利率	-
19	配当等停止条項の有無	-
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	-
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	-
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	-
25	転換の範囲	-
26	転換の比率	-
27	転換に係る発行者の裁量の有無	-
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	-
32	元本の削減が生じる範囲	-
33	元本回復特約の有無	-
34	その概要	-
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	優先株式、他
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	-

永久劣後ローン(FG#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	3,000億円
	単体自己資本比率	3,000億円
9	額面総額	3,000億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年7月24日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#1)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#2)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,300億円
	単体自己資本比率	2,300億円
9	額面総額	2,300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年7月22日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2021年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2021年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#2)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#3)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,300億円
	単体自己資本比率	2,300億円
9	額面総額	2,300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年7月22日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2026年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2026年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#3)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#4)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,350億円
	単体自己資本比率	2,350億円
9	額面総額	2,350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年7月21日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#4)

34	その概要	損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#5)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	2,250億円
	単体自己資本比率	2,250億円
9	額面総額	2,250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年7月21日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2027年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2027年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#5)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#6)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,950億円
	単体自己資本比率	1,950億円
9	額面総額	1,950億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年7月20日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#6)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回るようになるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

永久劣後ローン(FG#7)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	債務免除特約付永久劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,550億円
	単体自己資本比率	1,550億円
9	額面総額	1,550億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年7月20日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2028年12月15日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	<p>税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元金の全額（一部は不可）を、弁済期日までの経過利息を付して、弁済できる。ただし、以下の「元本の削減に係る特約」および「元本回復特約」に従う。</p>
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2028年12月15日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	あり
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・みずほ銀行が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 ・内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合 ・みずほ銀行について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	あり

永久劣後ローン(FG#7)

34	その概要	<p>損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、みずほ銀行が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。</p> <p>元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、みずほ銀行が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。</p>
35	<p>残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類</p>	<p>劣後債務（本劣後債務および本劣後債務と実質的に同順位の劣後債務を除く）</p>
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■ 利払日：毎年6月15日及び12月15日

■ 利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

債務者は、本劣後債務の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本劣後債務の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。この場合、債務者はその直前の配当の基準日に係る株式配当を行う旨の取締役会の決議等を行わない。

(2) 利払可能額制限

債務者が利払日に支払うべき本劣後債務の利息の額は、利払可能額を限度とし、債務者は当該限度額を超える金額について、本劣後債務の利息の支払を行わない。

利払可能額とは、ある利払日における債務者の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以降当該利払日の前日までに支払われた本劣後債務、同順位証券および劣後証券の配当および利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき各本劣後債務の利息および各同順位証券の配当または利息の額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額をいう。

同順位証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

劣後証券とは、債務者の債務で、利息に係る権利について本劣後債務に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)または(2)に基づき支払われなかった本劣後債務の利息は繰り延べられず、当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅する。

■ 元本の削減に係る特約（債務免除特約）の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

債務者が報告または公表する単体普通株式等Tier1比率または連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本劣後債務の元金のうち、本劣後債務および他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部または一部の免除または普通株転換により債務者の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回るようになるために必要な額として、債務者が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額を、各本劣後債務の元金額および他の各負債性その他Tier1資本調達手段等の元金額で按分して算出される額のうち、各本劣後債務に係る按分額、ならびに当該金額の元金に応じた利息について、債務者は本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

内閣総理大臣が、債務者について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

債務者について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、債務者は、本劣後債務に基づく元利金の支払義務を免除される。

■ 元本回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本劣後債務に基づく元金の一部の支払義務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、債務者が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する。

元金回復事由とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の単体普通株式等Tier1比率および連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、債務者が元金の支払義務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

■ 劣後特約の概要

本劣後債務は、債務者の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、債務者の一般債権者およびTier2資本に係る劣後債権者に劣後し、株式および既存の海外特別目的会社の発行する優先出資証券に優先する。

優先出資証券 (BKJPY3A)

1	発行者	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズA)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (注1)	
	連結自己資本比率	750億円
	単体自己資本比率	750億円
9	額面総額	750億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■配当支払日： 毎年6月及び12月の最終営業日（12月31日を除く）の前営業日

■配当停止条件（強制配当停止・減額事由）：

- ① 当行に清算事由（注1）、更生事由（注2）、支払不能事由（注3）または公的介入（注4）が生じた場合
- ② 当行の可処分分配可能額（注6）が不足し、または優先株式（注5）への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件（任意配当停止・減額事由）：

- ③ 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当行が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

優先出資証券(BKJPY3A)

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない
ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注6）の範囲で支払われる

■配当制限：

当行優先株式（注5）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当行優先株式（注5）と同格

注記

1. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

優先出資証券 (CBJPY3A)

1	発行者	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズA)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (注1)	
	連結自己資本比率	1,745億円
	単体自己資本比率	1,745億円
9	額面総額	1,745億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■配当支払日： 毎年6月及び12月の最終営業日（12月31日を除く）の前営業日

■配当停止条件（強制配当停止・減額事由）：

- ① 当行に清算事由（注1）、更生事由（注2）、支払不能事由（注3）または公的介入（注4）が生じた場合
- ② 当行の可処分分配可能額（注6）が不足し、または優先株式（注5）への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件（任意配当停止・減額事由）：

- ③ 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当行が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

優先出資証券 (CBJPY3A)

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない
ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注6）の範囲で支払われる

■配当制限：

当行優先株式（注5）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当行優先株式（注5）と同格

注記

1. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

優先出資証券 (BKJPY3B)

1	発行者	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズB)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	160億円
	単体自己資本比率	160億円
9	額面総額	160億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■配当支払日： 毎年6月及び12月の最終営業日（12月31日を除く）の前営業日

■配当停止条件（強制配当停止・減額事由）：

- ① 当行に清算事由（注1）、更生事由（注2）、支払不能事由（注3）または公的介入（注4）が生じた場合
- ② 当行の可処分分配可能額（注6）が不足し、または優先株式（注5）への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件（任意配当停止・減額事由）：

- ③ 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当行が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

優先出資証券(BKJPY3B)

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない
ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注6）の範囲で支払われる

■配当制限：

当行優先株式（注5）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当行優先株式（注5）と同格

注記

1. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

優先出資証券 (CBJPY3B)

1	発行者	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	英領ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited 配当非累積型永久優先出資証券(シリーズB)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	375億円
	単体自己資本比率	375億円
9	額面総額	375億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年7月11日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年6月の配当支払日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	①本優先出資証券に関して税制事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を、1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額をもって償還できる ②特別事由が発生し継続しているときは監督当局の事前承認を得た上でいつでも、全額を2019年6月における配当支払日に先立つ場合、(x)1口あたり1億円及び未払配当金に相当する金額、及び(y)補填支払額のいずれか、より高額となる金額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降、各配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■配当支払日： 毎年6月及び12月の最終営業日（12月31日を除く）の前営業日

■配当停止条件（強制配当停止・減額事由）：

- ① 当行に清算事由（注1）、更生事由（注2）、支払不能事由（注3）または公的介入（注4）が生じた場合
- ② 当行の可処分分配可能額（注6）が不足し、または優先株式（注5）への配当が停止もしくは減額された場合

■配当停止条件（任意配当停止・減額事由）：

- ③ 当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合
- ④ 当行が普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行が発行体に対して配当停止通知を送付した場合

優先出資証券 (CBJPY3B)

■強制配当事由：

ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない
ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する

■分配可能額制限：

本優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額（注6）の範囲で支払われる

■配当制限：

当行優先株式（注5）への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当も同じ割合で減額される

■残余財産請求権：

当行優先株式（注5）と同格

注記

1. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合

2. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合

3. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

4. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合

5. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式

6. 本優先出資証券に関する可処分分配可能額

① 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本優先出資証券への満額配当金額と、本優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

② 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本優先出資証券の配当支払日に支払われた本優先出資証券および6月の本優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

劣後債 (BK#3)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D582
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第3回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	32億円
	単体自己資本比率	32億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005年8月9日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2020年8月7日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.04%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年2月7日及び8月7日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#5)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D616
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第5回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2006年1月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年1月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.49%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年1月30日及び7月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#7)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D6B8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第7回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2006年11月6日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年11月6日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.87%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年5月6日及び11月6日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#9)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570B743
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第9回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2007年4月27日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年4月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.52%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年4月27日及び10月27日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#14)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570C998
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第14回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	48億円
	単体自己資本比率	48億円
9	額面総額	330億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2019年9月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.14%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月30日及び9月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#15)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570D996
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第15回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	180億円
	単体自己資本比率	180億円
9	額面総額	180億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2029年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年3.03%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月30日及び9月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#17)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AB95
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第17回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	188億円
	単体自己資本比率	188億円
9	額面総額	350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年9月10日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年1.59%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月12日及び9月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#18)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570BB94
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第18回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年9月11日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年2.14%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年3月12日及び9月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#19)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AC29
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第19回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	397億円
	単体自己資本比率	397億円
9	額面総額	630億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年2月24日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年2月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年1.67%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年2月24日及び8月24日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#20)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570AC60
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第20回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	321億円
	単体自己資本比率	321億円
9	額面総額	470億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年6月5日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年6月3日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年1.49%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年6月5日及び12月5日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (BK#21)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388570ACA4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行第21回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	800億円
	単体自己資本比率	800億円
9	額面総額	800億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年10月24日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年10月24日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年10月24日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年10月24日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年1.21%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他主な項目>

■利息支払日： 毎年4月24日及び10月24日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#7)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575D961
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第7回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	45億円
	単体自己資本比率	45億円
9	額面総額	540億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年6月3日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2019年6月3日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年2.50%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月3日及び12月3日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#8)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575BBA3
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第8回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	96億円
	単体自己資本比率	96億円
9	額面総額	170億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年10月31日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年10月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	年1.62%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年4月30日及び10月31日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債 (CB#9)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP388575CBA1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行第9回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年10月31日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年10月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	年2.20%
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年4月30日及び10月31日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後債(BK #10107)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0417601761
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行MTNシリーズ10107
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年3月30日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2029年3月22日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制変更により発行体が税金相当の金利上乘せを要請される場合には、本債券は額面に経過利息を加えた金額で期限前償還される
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2029年3月22日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日：毎年3月22日及び9月22日

■劣後特約の内容:

発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債に係る権利は劣後することとなり、本劣後債に基づく権利は、本劣後債に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後債 (Cayman #250)

1	発行者	Mizuho Finance (Cayman) Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0230095522
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほファイナンスケイマンMTNシリーズ250
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年9月28日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年9月28日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約あり
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月28日及び9月28日

■保証人 (Guarantor)： みずほ銀行

■劣後特約の内容：

本劣後債に基づく支払請求権は、発行者の株式または本劣後債と同順位もしくは劣後するまたはその旨規定された債権に関するものを除く全ての発行者の債権に劣後する。

みずほ銀行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後債 (Curacao #334)

1	発行者	Mizuho Finance (Curacao) N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	XS0775238479
3	準拠法	英国法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほキュラソーMTNシリーズ334
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	110億円
	単体自己資本比率	110億円
9	額面総額	110億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年5月10日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年5月10日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年5月10日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前承認を得た上でいつでも、本劣後債の全部について、額面金額および未払利息をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年5月10日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年5月10日及び11月10日

■保証人 (Guarantor)： みずほ銀行

■劣後特約の内容：

本劣後債に基づく支払請求権は、みずほ銀行について下記に定める事由が生じた場合または発行者について清算開始の決議または破産に係る決定等がなされた場合、発行者の株式または本劣後債と同順位もしくは劣後するまたはその旨規定された債権に関するものを除く全ての発行者の債権に劣後する。

みずほ銀行につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債の保有者の本保証に係る権利は劣後することとなり、本保証に基づく権利は、本保証に基づく権利と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに、弁済することが可能となる。

劣後ローン(MFGCL3)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,663億円
	単体自己資本比率	1,663億円
9	額面総額	USD 15億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年3月27日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の弁済事由または規制上の弁済事由が生じた場合には、金融庁の事前確認を条件としていつでも、本借入金の一部について、元本額ならびに未払利息および追加金額をもって弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、(1)みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号もしくは第3号にそれぞれ定める措置である第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行う場合、または、(2)みずほ銀行について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

劣後ローン(MFGCL3)

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月27日及び9月27日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(海外_1510)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	831億円
	単体自己資本比率	831億円
9	額面総額	USD 7.5億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年10月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年10月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、(1)みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号もしくは第3号にそれぞれ定める措置である第二号措置もしくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行う場合、または、(2)みずほ銀行について、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行う場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月20日及び10月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(MFGCL2)

1	発行者 (Issuer)	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,179億円
	単体自己資本比率	1,179億円
9	額面総額	USD 15億
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年7月19日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年7月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本借入金の全部について、元本額ならびに未払利息および追加金額をもって償還できる 規制上の償還事由が生じた場合には、金融庁の事前の承認または確認を条件としていつでも、本借入金の全部について、(i)元本額ならびに未払利息および追加金額または(ii)元本額の割引現在価値および償還期限迄の未払利息の割引現在価値のいずれか高い額をもって償還できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

劣後ローン(MFGCL2)

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月18日及び7月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	800億円
	単体自己資本比率	800億円
9	額面総額	800億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年7月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年7月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年7月16日及び1月16日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#2)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年7月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年7月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年7月16日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年7月16日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年7月16日及び1月16日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#3)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#4)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年12月18日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年12月18日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#5)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2014年12月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2029年12月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#6)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#7)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年6月18日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年6月18日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#8)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年6月18日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2030年6月18日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月18日及び12月18日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG#9)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	1,550億円
	単体自己資本比率	1,550億円
9	額面総額	1,550億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年6月20日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年6月19日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月20日及び12月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#10)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	810億円
	単体自己資本比率	810億円
9	額面総額	810億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年1月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年1月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月26日及び7月26日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#11)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	990億円
	単体自己資本比率	990億円
9	額面総額	990億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年1月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年1月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年1月26日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年1月26日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年1月26日及び7月26日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#12)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	350億円
	単体自己資本比率	350億円
9	額面総額	350億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月21日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月21日及び12月21日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#13)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	790億円
	単体自己資本比率	790億円
9	額面総額	790億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月21日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2022年6月21日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2022年6月21日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月21日及び12月21日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#14)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	700億円
	単体自己資本比率	700億円
9	額面総額	700億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月20日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年6月20日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年6月20日のみ任意償還可能
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月20日及び12月20日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#15)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月12日及び12月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG#16)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	250億円
	単体自己資本比率	250億円
9	額面総額	250億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年6月12日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年6月12日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2023年6月12日、全額
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2023年6月12日後の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月12日及び12月12日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG私募#1)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	500億円
	単体自己資本比率	500億円
9	額面総額	500億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年8月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年8月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年2月末日及び8月30日

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元金金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_110930)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	40億円
	単体自己資本比率	40億円
9	額面総額	40億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_110930_2)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	21億円
	単体自己資本比率	21億円
9	額面総額	40億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011年9月30日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2021年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_120928)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほ銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほ銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	37億円
	単体自己資本比率	37億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年9月30日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月末日・9月末日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (BK_120928_2)

1	発行者	みずほ銀行 (旧：みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行 (劣後特約付) 借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	74億円
	単体自己資本比率	74億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年9月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年9月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年3月28日・9月28日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_121226_2)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	159億円
	単体自己資本比率	159億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年12月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2022年12月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月26日・12月26日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(BK_121226_3)

1	発行者	みずほ銀行(旧:みずほコーポレート銀行)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	—
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほフィナンシャルグループ みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	みずほコーポレート銀行(劣後特約付)借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	300億円
	単体自己資本比率	300億円
9	額面総額	300億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012年12月26日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2024年12月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	2019年12月26日、全部または一部
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	なし
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	なし
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定から変動
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項

<その他の主な項目>

■利息支払日： 毎年6月26日・12月26日および最終弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の償還および利息の支払いは、発行者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_151009)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年10月9日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年10月9日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月9日・10月9日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_151216)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年12月16日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2025年12月16日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月16日・12月16日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_151222)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2015年12月22日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2030年12月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月22日・12月22日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_160322)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年3月22日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2031年3月20日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月22日・9月22日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_160629)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年6月29日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2026年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月29日・12月29日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_160921)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2016年9月21日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2031年9月19日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月21日・9月21日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_170628)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2027年6月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月28日・12月28日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_170629)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	200億円
	単体自己資本比率	200億円
9	額面総額	200億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2017年6月29日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2032年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年6月29日・12月29日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン(FG_180328)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	50億円
	単体自己資本比率	50億円
9	額面総額	50億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年3月28日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2028年3月28日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年3月28日・9月28日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

劣後ローン (FG_181011)

1	発行者	みずほ銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2資本
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	みずほ銀行
7	銘柄、名称又は種類	劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 ^(注1)	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2018年10月11日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	2033年10月11日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由が発生し、かつ当該事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する元本の全部（一部は不可）を、期限前弁済日までの経過利息を付して、弁済できる
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種類	固定
18	配当率又は利率	(注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	ステップ・アップ特約なし
22	未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	内閣総理大臣が、みずほ銀行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める措置である第三号措置または同法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

<その他主な項目>

■利息支払日：毎年4月11日・10月11日および弁済期限

■劣後特約の内容：

本劣後債務の弁済および利息の支払いは、債務者につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合、本劣後債務に基づく元利金の支払請求権の効力は、本劣後債務に基づく債権と同順位もしくは劣後する、または、その旨規定された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたときに発生する。

基準日： 2018年12月31日

注1：
自己保有額の控除を勘案しておりません。また、適格旧Tier1資本調達手段および適格旧Tier2資本調達手段の額については、経過措置による減額を勘案しておりません。

注2：
配当率又は利率を一般に公表していない資本調達手段について、初回償還可能日（項番13又は15に記載の日付のいずれか早い日付）により区分した基準日時点の適用金利の加重平均は、下記の通りです。

5年以内	5年超
2.16%	1.79%